（削る）

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第九条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。次号において同じ。）に係る輸出移動書類及び輸入移動書類に係る届出の受理に関すること。

三～九　（略）

十　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

十一　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十二　放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること（関東地方環境事務所を除く。）

十四　指定廃棄物の指定に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十五　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（関東地方環境事務所を除く。）。

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東地方環境事務所を除く。）。

十七～三十二　（略）

四　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

五　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

（経理課の所掌事務）

第三条の四　経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）に係る輸出移動書類及び輸入移動書類に係る届出の受理に関すること。

三～九　（略）

十　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

十一　放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

十二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一条、第二十八条第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

十三　放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十四　指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）の指定に関すること。

十五　指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること。

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）。

十七～三十二　（略）